

性之鑑、或は延長スルコトアルハニ。組合元改正之ヲ撤回
 ス。4. 従来日給制ヲ改正シ全従業員ノ請負制トス。但シ
 一存スルノ事トシ引取運搬料ハ組合ニ充テ有之相ニ四五ノ一或
 幾如何ニシテ多ク考慮スルコトアルハニ。5. 田中少将外ニ名ハ
 解雇面母ホシテヲ撤回シ。元改正ノ工价率並合制必ク設キテ
 6. 工場ノ定備ハ漸次之ヲ行フ。7. 解雇手立ノ制定ハ既ニ道
 智各府県ノ許可ヲ得テ制定ス。但シ時事等ノ案ノ尊重ニ伴
 已テ注意スルコトアルハニ。8. 万五郎ノ工場委員会ハ委員長外四名
 ノ委員ヲ以テ組織シ委員長ハ最大工業者組合役員中一ニ就任
 二委員ニ名ハ右組合ヲ指導ス。此ノ外ニ名ハ全従業員ノ自